

みんなで進めよう八尾市の改革

八尾市行政改革大綱

平成18(2006)年3月再編

八尾市

目 次

1 行政改革の必要性	1
2 行政改革の目的と定義	4
3 目指す行政運営の将来像	5
4 行政改革の基本方針	7
5 行政改革の推進	8
6 重点項目の設定と検討	
(1) 地域経営によるまちづくり	10
(2) 外郭団体	11
(3) 人材育成と定員及び給与の適正化	11
(4) 公民協働手法の活用	12
(5) 組織機構	12
(6) 財政健全化	12
(7) 行政評価	13
(8) 行政の守備範囲	13
<別紙>	
これまでの重点項目とその取り組み及び今後の推進について	14

行政改革大綱の概要

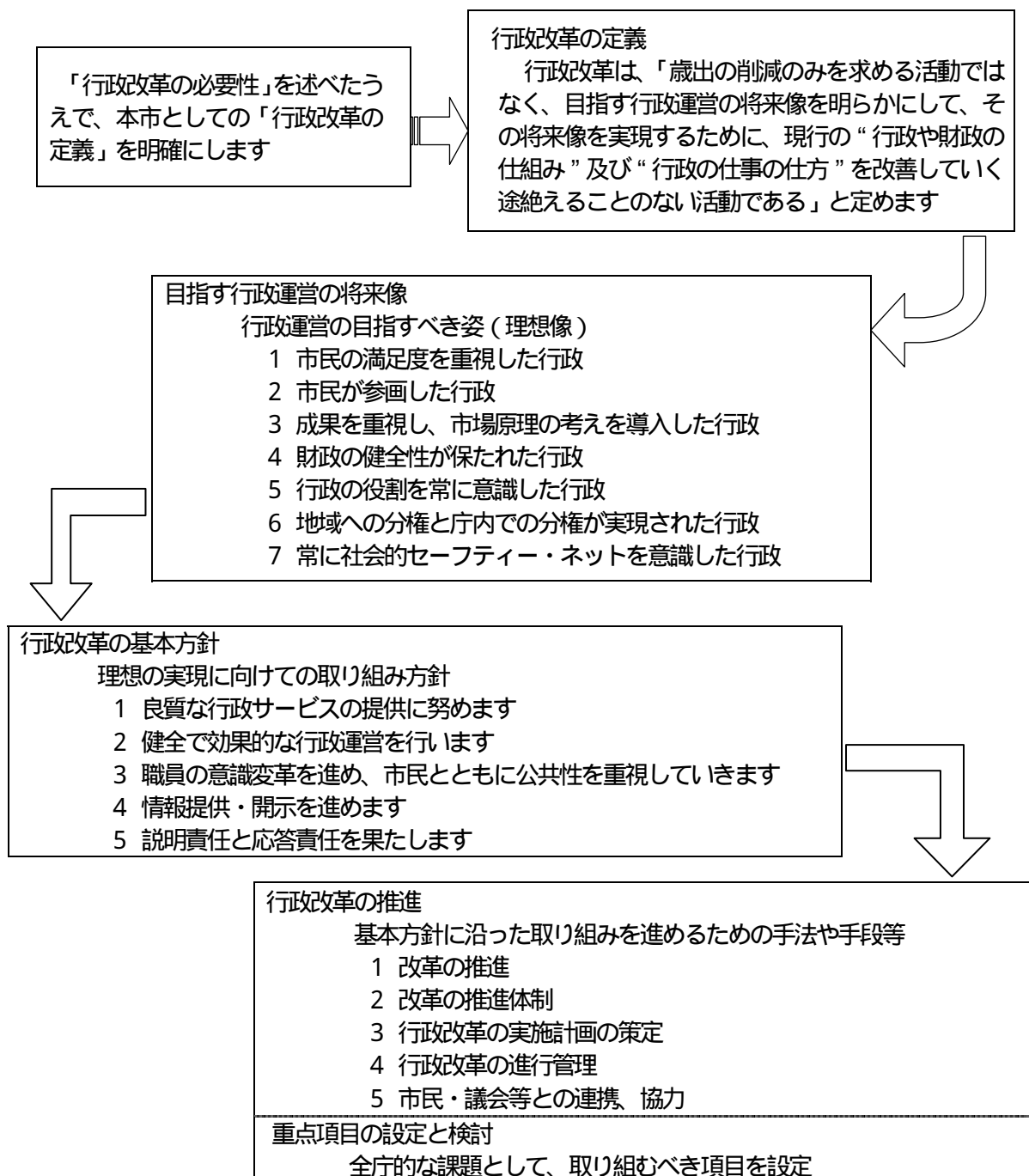
行政改革大綱作成の目的

行政改革の必要性、意味及び行政運営の目指すべき姿を明らかにし、八尾市の行政運営における進むべき方向を示します。

行政改革の目的

行政改革を行うことにより、目指す行政運営の将来像の実現に向けて取り組み、「市民と行政がそれぞれの役割を認識して協働する自治体」、「行政が市民によるまちづくりを支える自治体」を創造していきます。

行政改革大綱の構成



1 行政改革の必要性

八尾市では、今までも危機的な財政状況を経験しましたが、それぞれの時代背景のもと、行政改革に取り組んできました。

財政状況を好転させるため、歳出の内容の見直しを中心に取り組み、その後は、バブル経済の崩壊と国から地方自治体へさまざまな権限が移ってくる地方分権の流れの中で、市民と行政の協力・協働を理念として行政の改革を進めてきました。

この間、平成13年度から5年間を行政改革の重点期間として位置付け、行政の構造の改革と行政が関わる範囲の適正化を図ることに努めてきました。

しかし、最近の社会経済情勢や自治体を取り巻く環境は、国の「三位一体の改革」をはじめ、予想をはるかに上回る速さで変化し、その内容もますます複雑化しています。八尾市が置かれている状況に最もふさわしい行政運営を行うには、まず、第一に、現在の状況をしっかりと把握するとともに、状況の変化を先取りする視点を持つことが必要です。第二に、現行の行政運営の制度や内容等が、現状において最も好ましいものか点検し、改善すべき点があれば、すばやく改善するといった絶え間のない取り組みが必要と考えます。

一方、八尾市の組織体制では、団塊の世代の大量退職時期を迎え、職員補充のあり方を含めた定員管理の適正化の必要性や行政が従来から積み上げてきた知識・ノウハウの喪失が懸念されるため、知識等の管理や人材育成への取り組みが必要とされています。

(1) 社会経済状況の変化

地方分権の実施に伴い、国をあげて行政の体制が変革されようとしています。この大変革は、地方自治体にも大きな変更を迫るものです。国からの関与（指導や干渉）が縮小され、行政運営の自由度が大きく拡大されたことにより、市の責任は一段と重くなり、これまで以上に市民参画と協働による行政運営が求められます。

また、地方自治をめぐる法的・制度的な状況では、指定管理者制度の創設や介護保険の改正をはじめとする社会保障制度の改正、さらには、今後の地方自治体の根幹に関わる大規模な制度改正が予定されています。

一方、少子高齢化、地球環境問題、IT化₍₁₎をはじめ、さらに高度化する新たな行政課題への対応がせまられています。あわせて国の「三位一体の改革」による地方交付税等の削減等、財政面においても非常に厳しい状況が続くと予想され、これまでのような行政のみによる取り組みだけでは、対応が困難な状況となっています。

各種の公益法人や自治会また、NPO⁽²⁾等との連携や民間企業の参入を得ながら、適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップを構築し、市民・企業・行政が互いの持ち味を活かした地域経営の推進が求められています。

(2) さまざまな変化に対応できなくなった行財政構造

行政運営が、継続性を持って安定的に行われることは、重要なことではありますが、全てに「継続性」が優先されるべきではないと考えます。「継続性」を重視するあまり、好ましくない側面として「今までに行ってきたことや今までの考え方を変えない」といったことや「さまざまなことが慣例にならって行われる」といったこと等が現れてきています。それは、行財政の構造の硬直化となって、行政運営を非効率にしている原因ともなっています。

行政運営の理想は変えることなく「継続性」を保ち、その理想の実現に向けての具体的な手法や手段にはさまざまな状況変化に対応する柔軟性が求められます。

地方自治体が独自に処理できる範囲を拡大する権限移譲や三位一体改革に象徴される税源移譲等の地方分権の流れ、さらに、今後予想されるであろう大規模な地方自治法の改正並びに市場化テスト⁽³⁾等の公共サービスの改革をめぐる議論等、さまざまな外部環境の変化を敏感かつ的確に把握し、今後の行政運営に反映させ、説明責任を果たすことができる行政体制の確立が急務であり、効率的・創造的な行政運営を行うためのしくみが必要となっています。

(3) 財政状況の悪化

平成11年の「中期財政見通し」において、平成15年度末には財政再建準用団体⁽⁴⁾に転落するとの見込みが出されました。その後の修正で、財政再建準用団体への転落は、数年先送りされる見込みとなりましたが、八尾市の財政状況は、依然として極めて厳しい状況であり、平成16年9月策定の「財政健全化基本方針」においては、平成17年度から平成19年度までの3年間において累積赤字額は、約120億円となっています。

この解消を図るため基本方針に示された健全化の目標に向け、歳入の確保と歳出の抑制を図っていかなければなりません。

特に、歳出の見直しにおいては、限られた財源が最も有効に活用されるよう、財源の配分を考えていく必要があります。そのためには、市民の望んでいる行政サービスが提供されるよう、財政の構造と内容を根本的に見直して、早急に望ましいものへと変更していかなければなりません。

(4) 行政に対する負担と行政から提供されるサービスの関係が不明確

行政から提供されるサービスは実感されにくいものですが、税金に代表される行政への負担は強く実感されています。一方、行政はさまざまなサービスを提供することが可能ですが、その資金を調達するための手段はあまりありません。サービスの提供には、資金が必要ですが、資金を無視してサービスの提供を続ければ、必ず赤字となってしまいます。このような財政危機を避けるためには、行政が提供するサービスを実感し、認識できるものにして、サービスに見合った負担を決定していかなければなりません。

(1) IT化 コンピュータやデータ通信に関する情報技術の導入のこと。

(2) NPO 営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。平成10年に特定非営利活動促進法が施行され、NPO法人が位置付けられた。「Non Profit Organization」の略。

(3) 市場化テスト 公共サービスのうち、民間に任せることができるものは、競争入札により、民間と行政のサービスやコストの比較を行い、内容が優れている方に任せる制度のこと。

(4) 財政再建準用団体 地方財政再建促進特別措置法の規定を準用して財政再建計画を作成し、国の指導のもとで財政再建を図る団体のこと。

2 行政改革の目的と定義

先にあげた行政改革の必要性を認識し、現行の行政を積極的に詳しく調べ、点検し、次のような目的を持って、行政の改革を進めるものとします。

八尾市は、市民の立場に立った行政改革を行うことによって、次のページで示している目指す行政運営の将来像に掲げている内容の実現に向けて取り組み、「市民と行政がそれぞれの役割を認識して協働する自治体」、「行政が市民によるまちづくりを支える自治体」の創造に努めていくものとします。

また、八尾市は、行政改革を次のように定義します。

行政改革は、「歳出の削減のみを求める活動ではなく、目指す行政運営の将来像を明らかにして、その将来像を実現するために、現行の“行政や財政の仕組み”及び“行政の仕事の仕方”を改善していく途絶えることのない活動である。」と定めます。

3 目指す行政運営の将来像

八尾市は、地方自治体の権限と責任が大きくなる分権型社会に対応した市民と地域を中心とするまちづくりを基本として、行政改革を進めるために、目指す行政運営の将来像を次のとおり掲げます。

(1) 市民の満足度を重視した行政

行政が提供するサービスの量よりもサービスを受けた市民の満足度を重視した行政運営を目指します。

(2) 市民が参画した行政

市民の行政への関心を促し、市民がまちづくりについて活発に考えることができるように支援するとともに、市民の考えを十分に反映した行政運営を目指します。

(3) 成果を重視し、市場原理⁽⁵⁾の考えを導入した行政

行政サービスの提供にあたっては、各サービスを提供する目的を明らかにし、その目的の達成を最優先に考えた行政運営を目指します。また、市場原理の考え方を取り入れ、さまざまなサービス提供の手段・手法の中から最も高い成果が得られるものを採用し、より安価でより良いサービスの提供を目指します。

(4) 財政の健全性が保たれた行政

収支均衡を保ち、財政の健全性が維持された財政運営を目指します。

(5) 行政の役割を常に意識した行政

行政としての役割を常に意識しながら明らかにするとともに、市民や地域等と連携・協力することにより、個性豊かな地域社会を実現するための行政運営を目指します。

(6) 地域への分権と庁内での分権が実現された行政

それぞれの地域に関わることは、その地域において考え、行政は地域の意思や考えを重視した行政運営を目指します。また、行政内部においては、各担当部の自主性と自立性を尊重し、各担当部の責任のもとでの行政運営を目指します。

(5) 市場原理 サービス等の供給量や質が、需要との関係で決定され、供給者は、常に他の供給者との競争の中でサービス等を向上させる努力をしているという考え方のこと。

(7) 常に社会的セーフティー・ネット⁽⁶⁾を意識した行政

市民生活に欠くことのできないサービスの範囲や水準を設定し、確保するとともに、この社会的セーフティー・ネットによるサービスを提供する最終的な責任者は行政であることを常に意識した行政運営を目指します。

(6) 社会的セーフティー・ネット 市民が安心して生活を営めるような受け取るべきサービスの範囲と水準のこと。

4 行政改革の基本方針

先にあげた行政運営の将来像を実現するため、行政運営の内容について詳しく調べ、理解した上で、点検を行い、行政改革を進めることとします。

八尾市は、次の5点を基本方針として行政改革の推進を図ります。

(1) 良質な行政サービスの提供に努めます。

市民の満足度を高めることを常に意識して、質の高いサービスを提供します。

(2) 健全で効果的な行政運営を行います。

歳入と歳出の状況を常に見つめながら、厳しい財政状況下における歳出を決定する新しい仕組みをつくり、その仕組みを運用して中長期的な収支の展望を持った財政運営を行います。

また、経費と効果の関係を分析し、最小の経費で最大の効果が得られるよう、最も有効なサービスの提供手法を採用していきます。

(3) 職員の意識変革を進め、市民とともに公共性を重視していきます。

職員が意識の変革を行い、行政の役割を認識し、より一層公共性を重視していきます。また、市民にも市政の主役として、自らの特性を活かした役割を認識し、八尾市全体のことを考えてもらえるよう取り組んでいきます。

(4) 情報提供・開示を進めます。

行政への市民参加を促すとともに、市民が行政について考えるときの材料とするため、積極的に情報の提供・開示を進めます。

(5) 説明責任と応答責任を果たします。

行政は、提供する全てのサービスに責任があることを自覚して、対外的に説明するとともにさまざまな提案や意見を含む問い合わせに答えていきます。

5 行政改革の推進

先にあげた行政改革の基本方針に沿って、次に示すとおり行政改革を進めていきます。

(1) 改革の推進期間

これまで、平成13年度から5年間を行政改革の重点期間と位置付け、行政の構造（行政を構成する各部分やその関係及び全体の組み立て方）の改善と行政が関わる範囲の適正化に努めてきました。

特に平成13年度と14年度を最重点期間として、行政の構造の改革に取り組み、行政運営をしていくためのさまざまな制度の改革を優先し、取り組んできました。

今後、これらの取り組みを引き続き推進するとともに、平成18年度から22年度までの5年間を推進期間としてさらなる改革に取り組みます。

(2) 改革の推進体制

市長の強いリーダーシップのもとで、本大綱の考えを全職員が共通の意識として、一丸となって取り組みを進めます。

また、行政改革を進めるため、行財政改革推進本部と各部局行財政改革推進会議を設置していますが、各部局長と各所属長は、自らが行政改革を率先して行う推進役であることを再認識し、行政改革に責任を持ちます。

(3) 行政改革の実施計画の策定

行政改革の基本方針に沿って、目指す行政運営の将来像を実現していくために、具体的な改革の内容を記した年次計画を策定します。

この年次計画は、それぞれの取り組みを担当する部署や各取り組みで目指している目標を可能な限り数値等を用いて、分かりやすく明確に記載し、公表します。

(4) 行政改革の進行管理

行政改革の進み具合を常に明らかにし、行政内部及び市民へ公表していくものとします。また、各部局長及び各所属長は、責任を持って進行管理を行います。なお、国や大阪府の行政改革の動向、さらには、職員の大量退職を視野に入れた進行管理体制の強化が必要であるため、市として統一された基準や推進を図るべき重点事項については、必要に応じて、行財政改革推進本部のもとに設置する行財政改革推進検討会議によって、進行管理を行います。

(5) 市民・議会等との連携、協力

行政改革は、行政だけの努力で実現できるものではなく、市民、議会、市の労働組合等の理解、協力と連携が必要です。従って、行政改革について、広く議論、協議を行い、理解と協力を求めていきます。

6 重点項目の設定と検討

重点項目については、八尾市行財政改革検討委員の会議より提出された「提言報告書」に「具体的な提案項目」として10項目が示されており、この10項目の課題を含め、行政全体で考える重点項目13項目を設定し、行政を運営していくうえでの仕組みや決まりといった制度の改革を視野にそれぞれに担当部署を設定し、取り組んできました。

重点期間終了後の行政改革推進期間においては、今後とも、その成果を引き続き全体の行政分野に広げ、進めていくとともに、総合計画における地域経営の理念を推進するために、特に必要な項目を設定し取り組みを進めます。

(1) 地域経営によるまちづくり

総合計画の将来都市像である「一人ひとり夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」の実現を目指し、また、職員自らが市民参画と協働によるまちづくりの担い手としての意識改革を進め、市民との信頼関係を築き、ともにまちづくりを進めるため、次の取り組みを推進します。

< 推進項目 >

(a) 市民参画と協働のまちづくりの推進

- ・総合的な情報提供を進めるための体制整備
- ・パブリックコメント制度⁽⁷⁾の導入
- ・NPO等との協働事業の推進
- ・地域活動支援体制の整備

(7)パブリックコメント制度 市の基本的な政策の策定にあたって、事前に内容を公表し、市民の意見・提言等を広く聴き、それを考慮して意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する制度のこと。

(2) 外郭団体⁽⁸⁾

行政の役割を補う立場の外郭団体については、自治体と人の面や、財政の面での関わりが強く、さらには、事業内容が民間の企業等と重複しているものも見受けられたため「外郭団体を総点検するための基準」を策定し、見直しに取り組んできました。今日の指定管理者制度⁽⁹⁾を含む規制緩和により、一層の自立経営に向けた見直しが必要とされるため、次の取り組みを推進します。

< 推進項目 >

(a) 市と外郭団体による改善計画の策定

- ・市からの人的関与の縮小
- ・団体業務の整理・見直し
- ・業務量に対応した人材の確保・育成
- ・団体の規模に応じた適切な給与制度の確立

(3) 人材育成と定員及び給与の適正化

現在の社会経済情勢と八尾市の財政状況からすれば、より職員の仕事の能率を向上させ、少ない労働力で、市が提供するサービスの質を高める努力を行う必要があります。そのためには、職員一人あたりでより多くのサービスを提供するように労働生産性を高めるとともに、大量退職時期を見据え、人材育成基本方針に基づく人づくりを推進します。また、現下の厳しい社会経済情勢から給与制度の適正化を進める必要があるため、次の取り組みを推進します。

< 推進項目 >

(a) 人材育成基本方針に基づく取り組みの実施

- ・公正、透明な人事評価制度の確立
- ・インセンティブ・システム⁽¹⁰⁾の構築
- ・大量退職に伴う知識等の管理や人づくり

(b) 職員の定員適正化の推進

- ・多様な任用形態の検討

(c) 給与制度の検討

- ・給料、手当等の見直し

(8) 外郭団体 行政が直接行うよりも、事業が効率的に行われると期待される時、自治体が出資して設立する民法・商法等に基づく法人、株式会社等のこと。

(9) 指定管理者制度 地方自治法の改正により、「公の施設」の管理について、市の出資法人、公共団体、公共的団体に加えて民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体等も含め、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のこと。

(10) インセンティブ・システム 職員から「やる気」を引き出す仕組みのこと。

(4) 公民協働手法の活用

限られた資源や財源を効率よく活用するため、行政が提供するサービスを行政が直接提供すべきなのか、或いは、行政以外の主体が提供すべきなのかを点検を行います。

また、従来の業務委託の発想を広げ、類似業務を包括的に委託する方法、専門的な人材や地域の人材を活用する方法、公共施設の整備や運営については、PFI₍₁₁₎や指定管理者制度等を活用する方法等、公民協働による公共サービスの提供を進める必要があるため、次の取り組みを推進します。

<推進項目>

- (a) 公民協働手法基本方針の確定
 - ・ NPO等との協働事業の推進（再掲）
 - ・ 民営化・業務委託等の推進
 - ・ 直営施設における指定管理者制度等の導入

(5) 組織機構

市民ニーズに柔軟に対応して、無駄がなく効率的な行政運営ができる組織機構とし、総合的に施策を推進できるようにするため、次の取り組みを推進します。

<推進項目>

- (a) 行政が提供するサービスに着目した組織再編
- (b) 庁内分権の推進
- (c) 組織の簡素効率化の推進

(6) 財政健全化

現下の厳しい財政状況から脱却し、将来にわたり収支均衡を保ち財政の健全性が維持された財政運営を行うため、各事務事業について十分な効果性や行政目的の達成度を検証しながら改革・改善に取り組み、歳出の抑制に努めるとともに、市税をはじめ歳入の徴収率向上、受益者負担原則の徹底等により歳入の安定的確保を努める必要があるため、次の取り組みを推進します。

<推進項目>

- (a) 事務事業の効率化
- (b) 補助金制度の見直し
- (c) 投資的経費₍₁₂₎の抑制と重点化
- (d) 公営企業等₍₁₃₎の経営健全化
- (e) 市税徴収率の向上をはじめとした歳入の確保
- (f) 受益と負担の公平性の確保

- (g) 公有財産の有効活用
- (h) 予算編成手法の見直し
- (i) 財政公表手法の検討

(7) 行政評価

行政として、全てのことについて、説明する責任を果たし、行政運営に マネジメントサイクル⁽¹⁴⁾ を取り入れた行政経営を確立させ、市民・議会・行政が情報を共有化して、行政運営について議論する材料とするため、次の取り組みを推進します。

< 推進項目 >

- (a) 施策評価の導入による総合的な評価の実施
- (b) 評価結果の公表
- (c) 市民ニーズの把握と反映手法の検討
- (d) 公の施設の効率的な管理運営の推進（施設評価の推進）

(8) 行政の守備範囲

限られた資源と財源の中では、多様化する市民ニーズの全てに対応できなくなり、行政が提供できるサービスの量や種類が限定されてきます。従って、行政として関わることができる範囲と関わるべき範囲を明らかにしていく必要があるため、次の取り組みを推進します。

< 推進項目 >

- (a) 行政の守備範囲の基準の検証

(11) PFI 国や自治体が行ってきた社会資本整備等の公共事業を民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。「Private Finance Initiative」の略。

(12) 投資的経費 経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられる経費のこと。

(13) 公営企業等 地方公共団体が経営する企業のことであり、ここでは、公共下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計のこと。

(14) マネジメントサイクル 計画を立て、実施し、その結果を評価することにより、課題や成果を次の計画に活かすよう一連のサイクルを回すことで業務をレベルアップさせる仕組みのこと。

計画 (Plan) 実施 (Do) 評価 (Check) 行動 (Action)

<別紙>

これまでの重点項目とその取り組み及び今後の推進について

行政改革を進めていく上で、各部署の個別事業に関する点検等の取り組みと並行して、全庁的な課題として取り組むべきものとして、八尾市行財政改革検討委員の会議より提出された「具体的な提案項目」10項目に3項目を加えた13項目につき取り組みを行ってきました。重点期間終了後の行政改革推進期間においては、その成果を引き続き全体の行政分野に広げ、進めていくこととしています。

(1) 情報開示

情報開示大綱の策定を行い、積極的な情報の開示を進めるべく取り組みを進めてきました。また、組織体制の整備として、情報公開室を設置しました。

今後さらに、市民参画と協働によるまちづくりを推進するため取り組みを進めます。

推進項目「(1) 地域経営によるまちづくり」において推進します。

(2) 監査制度等

大阪府下としては、はじめて条例を制定し、外部監査制度の導入を行いました。内部監査機能の強化として、重点事項の設定や庁内研修を実施する等、職員意識の改革に取り組みました。

推進項目での設定はしませんが、包括外部監査人からの指摘事項については、事務事業の見直しの中で取り組みを進めます。

(3) 外郭団体

外郭団体については、設立及び統廃合の基準、運営等の指導についての方針を定め、(財)八尾市開発協会の解散や八尾北医療センターの経営移譲といった見直しに取り組んできました。

また、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入や公益法人改革といった社会経済情勢の急激な変化により、団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等が必要であるため、今後さらに、外郭団体の組織、業務のあり方につき見直しを行います。

推進項目「(2) 外郭団体」において推進します。

(4) 人事評価と定員適正化

定員適正化計画に基づく定員査定と採用計画の策定によって、全体職員数を13～18年度に100人削減するという目標を達成しました。また、管理職について、人事評価を実施しました。

今後においても職員の能力を十分に評価し、適材適所の人員配置を実現していくことが人事管理制度の最も重要な改革であり、業績を評価する加点主義や双方向の評価及び自己申告等も加えた評価制度の確立に取り組みます。

また、定員管理の適正化については、各組織の事務量や事務内容等の状況も十分精査したうえで、適正化目標と期間を設定し、定数や配置基準も見直す中で、人員が過剰な部門の人員削減を行い、新たな行政需要のために必要な人員を必要な部門に配置することで、適正な定員管理を実施します。

推進項目「(3)人材育成と定員及び給与の適正化」において推進します。

(5) 外部委託

行政サービスの供給主体を十分に精査・検討し、実施主体の見直し(民営化等)を検討するとともに、効果性・効率性の向上が図られるものは、行政責任を確保した上で行政サービスの向上に留意して積極的に外部委託化をすすめるものとして、外部委託等を進めてきました。

今後は、従来の業務委託の発想を広げ、類似業務を包括的に委託する方法、専門的な人材や地域の人材を活用する方法、公共施設の整備や運営については、PFIや指定管理者制度等を活用する手法等、公民協働による公共サービスの提供について進めます。

推進項目「(4)公民協働手法の活用」において推進します。

<これまでの委託等の実施状況>

- ・警備業務 ・清掃業務 ・給食調理業務 ・施設営繕業務
- ・公用車管理業務、運転業務 ・汚水樹設置場所確認業務
- ・水道料金精算、滞納整理業務 ・保育所運營業務(民営化推進)
- ・新規施設における指定管理者制度の導入 ・屋内プール管理運營業務
- ・斎場運轉業務 ・市立病院の維持管理、運營業務(PFI事業)
- ・公園、緑地等の管理業務(地域による自主管理)

(6) 組織機構

分権型社会の創造に向け、現下の厳しい財政状況において、総合計画のめざす将来都市像の実現に向けての各部の任務や組織目標のもと、人・物・金・情報をいかにマネジメントしていくか。また、基礎的な自治体として自己決定自己責任の考え方のもと行政経営を実践していくために、どういった組織体制が必要であるかという視点に立ち、意思決定の迅速化による市民サービスの向上、市民に分かりやすく、より簡素で効率的な組織、機能的・弾力的な組織の実現を目指して、組織の見直しに取り組んできました。

今後においてもこれらの考え方のもと、組織機構の点検を実施し取り組みます。

推進項目「(5) 組織機構」において推進します。

<平成17年度 of 取組み：2部減、2担当部長増、1課減>

- ・企画調整部と財政部を統合、企画財政部を新設
(税務長、建築長、下水道長の新設、土木長の廃止等)
- ・都市整備部と建築部と下水道部を統合し、建築都市部と土木部に再編
- ・人権調整課と人権国際課を統合
- ・道路部門と河川部門の課を再編統合
- ・病院建設準備室の廃止 ・住宅整備課の新設
- ・下水道建設室の下水道普及課、下水道建設課への分離
- ・次長級の室(臨時的組織、会計室を除く。)及び室長代理を廃止
- ・専決権の再委譲制度の整備
- ・スタッフ職の設置並びに担当事務を定める規程の制定
- ・部長権限による予算編成権(部局別枠配当予算制度の拡充)や人事権の移譲(主査の部配置)を実施
- ・部総務課機能の明確化及び強化を実施

(7) 受益と負担

予算編成過程において「受益と負担の公正性確保」の基準により見直しを実施しました。今後も引き続き、受益者負担原則の徹底により歳入の安定的確保に努めます。

推進項目「(6) 財政健全化」において推進します。

<これまでの見直しの実施状況>

- ・道路占用料の見直し ・火葬料金の見直し
- ・市営墓地の管理料の徴収 ・放課後児童室の有料化
- ・ハリ、灸老人福祉治療事業の利用者負担の見直し
- ・平和大使バスツアーの参加者負担の見直し ・保育料同和減免の廃止

(8) 地方税

地方税の安定的確保を図るため、課税客体の把握、賦課事務等の充実に取り組んできました。今後も引き続き、市税をはじめ歳入の徴収率向上により歳入の安定的確保に努めます。

推進項目「(6) 財政健全化」において推進します。

<これまでの見直しの実施状況>

- ・未申告者の捕捉調査の充実 ・家屋悉皆調査の実施
- ・不動産の公売の実施 ・各種収納対策事業の実施

(9) 行政評価

行政として、説明責任を果たし、行政運営にマネジメントサイクルを取り入れた行政経営を確立させ、市民・議会・行政が情報を共有化して、行政運営について議論する材料とするため、事務事業の評価を実施し、また、市民によるやお未来創造会議を設置し、市民評価の試行を行ってきました。今後、これらの試行結果を受けて制度を改善し、引き続き取り組みます。

推進項目「(7) 行政評価」において推進します。

(10) 行政の守備範囲

市として関与すべきものであるのかどうかを点検・判断するため、「行政関与の必要性と基準」を策定し、事務事業の評価を実施する中で、点検を進めてきました。この基準については、社会経済情勢の変化に併せて、市民の価値観も変化しており、時間の経過とともに行政の役割や市民感覚も変わるため、この基準について、適宜見直しを検討します。

推進項目「(8) 行政の守備範囲」において推進します。

(11) 予算編成手法

時代の変化に合わせた予算編成手法への見直しを行っていくため、枠配当予算の拡大、部局別枠配当予算の実施、実施計画と予算のリンク、中期財政計画の策定のルール化、財政公表の推進（税の使途状況公表、バランスシート⁽¹⁵⁾、行政コスト計算書⁽¹⁶⁾の公表）に取り組んできました。今後、人件費を含む事業別予算の検討等、引き続き予算編成手法の見直しを進めます。

推進項目「(6) 財政健全化」において推進します。

(12) IT（情報通信技術）

IT（情報通信技術）の急激な進展に対応し、電子自治体の構築を推進するため、IT推進アクションプランを策定し、取り組みを進めてきました。今後、新たに策定する新情報化推進計画において取り組みを進めます。

新八尾市情報化推進計画(18年度～22年度)において推進します。

<これまでのIT推進状況>

- ・IT講習の実施
- ・ホームページによる申請書ダウンロードサービス⁽¹⁷⁾開始
- ・地域イントラネット⁽¹⁸⁾、教育情報ネットワーク稼働
- ・生涯学習、スポーツ施設予約案内システム稼働
- ・ホームページによる市民の掲示板「やお広場」開設
- ・ホームページによる商業情報を掲載（あきんど On-Do ネット稼働）
- ・ホームページによる市議会会議録検索システム稼働
- ・住民基本台帳ネットワークシステム稼働
- ・ホームページによる意見募集の開始
- ・公的個人認証⁽¹⁹⁾サービスの開始 ・電子入札システム稼働
- ・総合医療情報システム稼働 ・戸籍管理システム稼働

(15) バランスシート 年度末における資産、負債等の財政状態を一覧表した財務報告書のこと。貸借対照表。

(16) 行政コスト計算書 減価償却費、退職給与引当金繰入、不納欠損額等現金支出を伴わない経費も当該年度のコストとして計算し1年間の資金の流れをあらわしたもの。企業会計上の損益計算書にあたる。

(17) 申請書ダウンロードサービス 申請を行う際に必要となる様式について、窓口に足を運ばなくとも、市のホームページから自分のパソコンに申請書の様式を取り寄せることができるサービスのこと。

(18) 地域イントラネット 八尾市内の公共施設を高速で結ぶ通信ネットワークシステムのこと。

(19) 公的個人認証 他人によるなりすまし申請や通信途中でのデータ改ざんなどを防ぐため、利用者に電子証明書を交付する仕組みのこと。

(13) 知識等の管理

業務効率性の向上、知的創造性の向上、意思決定の迅速化を図るため、組織・職員の持っている知識等を市全体として集約し、管理することにより、さらなる知識等の拡大を図るため、庁内の電子書庫において、知識等のデータベースを作成しました。しかしながら、現状においては、組織の知識や経験に基づく知識の蓄積という面では不十分な点が多く、データベースの利用と並行して、OJT（職場内において意図的、計画的に組織の知識や経験に基づく知識について指導・育成する）による取り組みを進めます。

推進項目「(3)人材育成と定員及び給与の適正化」において推進します。